

令和6年9月2日

## 建設工事及び建設業関連業務において、不落随契に移行する際の基準について

静岡市

建設工事及び建設業関連業務を執行する電子入札において、落札者がいない場合の随意契約（不落随契）への移行基準について下記のとおり定めたので、お知らせします。

### 記

#### 1 不落随契に移行する場合

再度の入札（2回目の入札）を行った結果、予定価格超過により落札者がいない場合において、最低の入札価格と予定価格（税抜き）との差額が、予定価格（税抜き）の概ね10%以下であり、かつ、契約課長が入札の状況から随意契約が可能であると認めたとき。

なお、再度の入札で有効な入札がなかった場合には、不落随契に移行しない。

#### 2 不落随契に移行した場合に見積書を徴する対象者

##### (1) 価格競争の入札

再度の入札で有効な入札を行った者のうち、最低価格であった者を対象者とする。最低価格が複数存在する場合は、電子入札システムによるくじ引きにより、対象者を決定する。

##### (2) 総合評価落札方式の入札

再度の入札で有効な入札を行った者のうち、最高評価値で、かつ、入札価格と予定価格（税抜き）との差額が概ね10%以下であった者を対象者とする。

#### 3 不落随契に移行したが、不調となる場合

- (1) 対象者の提示見積金額が予定価格（税抜き）以下とならず、協議が整わないとき。
- (2) 対象者が辞退したとき、又は、指定の日時までに見積りの提出がなされなかったとき。
- (3) 対象者と開札の翌開庁日の開庁時間までに連絡がつかないとき。

※いずれの場合も次順位への移行はしない。

#### 4 基準の適用時期

令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件に適用する。

静岡市財政局財政部契約課  
工事契約第1・第2係  
TEL：054-221-1027